

下水道使用料の改定について

問 水道課 下水道管理係
☎476-1111(194・195)

大崎町公共下水道事業 下水道使用料の改定についてお知らせします

■改定の理由

公共下水道事業による汚水処理費については、原則は私費（下水道使用料）で負担するとされており、総務省公費負担基準に基づく適正な使用料が 150 円/㎥と定められております。

（総務省基準 20 ㎥ = 3,000 円、本町は 20 ㎥ = 1,940 円）

本町の下水道使用料は、平成 15 年 3 月供用始以降一度も使用料に見直しが行われておりません。公営企業の経営は、使用料収入をもって経営を行う独立採算制を基本原則としつつ、将来にわたり、住民生活に身近な社会資本の整備、必要な住民サービスの提供等、その本来の目的である福祉を増進していくことが必要ですが、人口減少等に伴う使用料収入の減少や施設の老朽化に伴う更新需要の増大など公営企業を取り巻く経営環境は厳しさを増しつつあります。

平成 25 年度時点において公共下水道事業計画における汚水処理人口普及目標は概成しており、以降の新規接続も緩やかな増加となっております。汚水処理人口の早期普及を促進する為に使用料単価は当初のまま据え置かれておりましたが、今後は受益者負担（下水道使用料等）による公共下水道事業の経営継続を進めていく必要があります。

■施行期日：令和 3 年 1 月 1 日（令和 3 年 1 月 1 日以前の使用水量は旧使用料で計算）

下水道使用料の比較表（1 ㎥ = 1 立方メートル）

用途区分	使用料区分	排除汚水物	新使用料	旧使用料(現在)
一般 汚水	基本使用料 (1 箇月当)	5 ㎥まで	750円 (+300円/月)	450円
	従量使用料 (1 ㎥当)	5 ㎥超え 40 ㎥まで	150円 (+60円/㎥)	90円
		41 ㎥超え 60 ㎥まで	150円 (+40円/㎥)	110円
		61 ㎥超え	150円 (+30円/㎥)	120円

■激変緩和措置（使用料単価の段階的値上げ）

令和 3 年 1 月 1 日以降の使用水量検針からとする。

- (1) 令和 3 年度の単価は、1 ㎥ × 120 円に消費税を加算（10 円未満切捨て）
- (2) 令和 4 年度の単価は、1 ㎥ × 130 円に消費税を加算（10 円未満切捨て）
- (3) 令和 5 年度の単価は、1 ㎥ × 140 円に消費税を加算（10 円未満切捨て）
- (4) 令和 6 年度以降は、全て新使用料を適用されます。

■標準的な下水道使用料の比較例（使用水量 30 ㎥ / 2 箇月分） 10 ㎥は基本使用料内

- (1) 旧使用料（基本使用料 450 円 × 2 箇月）+（従量使用料 90 円 × 20 ㎥）+ 消費税 10% = 2,970 円
- (2) 新使用料（基本使用料 750 円 × 2 箇月）+（従量使用料 150 円 × 20 ㎥）+ 消費税 10% = 4,950 円